

●中小企業組合士制度とは

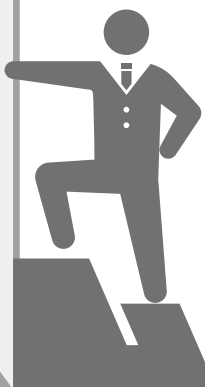
中小企業組合士制度は、昭和49年度から中小企業庁の後援を得て実施しているもので、中小企業組合の役職員等を対象として、全国中小企業団体中央会が組合の職務の遂行及び指導に必要な知識に関する試験(中小企業組合検定試験)を行い、試験に合格した者の中から、組合及びこれに準ずる機関において3年以上の実務経験を有する者に対し中小企業組合士の称号を与えることにより、組合の役職員等の資質の向上を図り、もって組合の健全な発展に資することを目的とするものです。

いま、組合は共同事業の円滑な運営、組合員間の活発な交流・連携の推進等に加え、組合法の改正により、ガバナンス(組合自治)の充実が求められています。このような課題や要請に応えるためには共同事業の運営に当たる事務局の強化が不可欠であり、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要となっています。

現在、全国で3,316名(令和元年6月1日現在)の中小企業組合士が登録されており、それぞれの分野において活躍しています。

皆様方のチャレンジをお待ちしております。
お問い合わせは、企画情報課までお気軽にどうぞ!

試験科目	「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目で、3科目すべてに合格すると中小企業組合士の認定資格が得られます。 一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。
試験日	毎年12月の第1日曜日
受験申込	9月～10月中旬
受験料	5,000円 (一部科目免除者は、3,000円)



組合運営 あれこれ Q & A

Q 持分の算定方法 について

定款参考例の加算式持分算定方法と改算式持分算定方法との違いについて教えてください。

A 持分の算定方法は、法に何らの規定がないので、定款で自由に定めて良いのですが、一般にその方法として改算式(又は均等式)算定方法と加算式(又は差等式)算定方法があります。

改算式算定方法は、組合の正味資産(時価)の価額を出資総口数で除することにより、出資1口当たりの持分額を算定し、それに各組合員それぞれの出資口数を乗じて各組合員の有する持分額を算定する方法です。

この方法によるときは、出資1口当たりの持分額が均等となるので、計算、事務処理が簡便ですが、原始加入者及び増口分の出資の払込みに際しては、持分調整金を徴収する必要があります。

加算式算定方法は、各組合員について、事業年度ごとに、組合正味資産(時価)に属する出資金、準備金、積立金その他の財産について、各組合員の出資口数、事業の利用分量(企業組合にあっては従事分量)を標準として算定加算(損失が生じた場合はそのてん補額を控除)することによって、各組合員の有する持分額を算定する方法です。

この方法によるときは、各組合員の持分は、加入の時期、組合事業の利用分量等により不均一となるので、計算・事務処理が煩雑となりますが、持分調整の問題を生じず、また、組合員の組合に対する権利義務の表示について忠実であると言えます。

このように、この2つの方法にはそれぞれ特徴があり、組合の実情に応じて適宜選択する必要があります。

